

○国有林野管理審議会について

〔昭和39年7月24日 39林野政第1644号〕
林野庁長官より各営林局長あて

〔最終改正〕平成31年3月27日 30林国業第253号

今般、「国有林野管理審議会について」（昭和39年7月24日付け39林野政第1644号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、委員の選任については適切に対処されたい。

記

第1 設置の趣旨

最近における農林業の動向に対応して農業構造の改善等のための国有林野の活用の円滑化を図るほか、国有林野の管理及び処分の適性化に資するため、さきに森林管理局ごとに国有林野管理協議会（以下「協議会」という。）を発足させたが、昨年の国有林野の活用に関する中央森林審議会の答申並びに国有林野の管理及び処分に関する行政管理庁の勧告の趣旨もあり、このさいこれを法制化し、森林管理局の附属機関として国有林野管理審議会（以下「審議会」という。）を設置し、森林管理局長の諮問に応じ国有林野の管理及び処分について調査審議せしめるとともに、これに関し必要な事項を建議せしめることとしたものである。

第2 林政審議会との関係

1 林政審議会との関係について

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に規定する林政審議会は、森林・林業基本法の規定によりその権限に属せしめられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ森林・林業基本法の施行に関する重要事項を調査審議する機関である。

これに対し、審議会は、森林管理局長の諮問に応じ、森林管理局に所属する国有林野の管理及び処分の方針並びに具体的案件について調査審議するとともに、これに関し森林管理局長に意を述べることを目的とする機関であるので、林政審議会とは、その性格、調査審議する事項等が異なるものである。

2 都道府県森林審議会との関係について

都道府県森林審議会は、森林法に基づいて都道府県ごとに設置され、森林法又は他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項について都道府県知事の諮問に応じて答申し、又は関係行政庁に建議する都道府県の機関である。これに対し、審議会は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）に基づいて、森林管理局ごとに設置され、森林管理局に所属する国有林野の管理及び処分について森林管理局長の諮問に応じて答申し又は森林管理局長に意見を述べる国の機関であるので、都道府県森林審議会とは直接の関係は有しないものである。

3 国有財産地方審議会との関係について

審議会は、森林管理局長の諮問に応じ、国有林野の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し森林管理局長に意見を述べることを目的とする森林管理局の附属機関であり、国有財産地

方審議會は、国有財産一般の管理及び処分に関する財務局長の諮問機関であって、組織上は別個の機関であるが、財務局長は必要と認めるときは、国有林野の管理及び処分に関しても、国有財産地方審議會に諮問することができることになっている。

しかしながら、審議會設置の趣旨と行政事務能率化との見地から、大蔵省管財局長との間に別紙1のとおり覚書を交わし同一の条件についていたずらに重複して調査審議することがないように措置されている。

すなわち、審議會の議を経た国有林野の貸付け（貸付け以外の方法により使用又は収益をさせるときを含む。以下同じ。）、売払等について国有財産法第12条又は第14条の規定に基づき、財務局等に対して、協議（内協議を含む。以下同じ。）がなされたときは、財務局長は、その協議に応じられない場合を除き、重ねて国有財産審議會に諮問しない旨の了解がなされていることから、今後も従前どおり事務を取り扱われたい。

なお大蔵大臣の諮問機関である国有財産中央審議會は中央省庁等改革に伴い廃止されたが、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議する権限は財政制度等審議會に引き継がれることとなっている。

第3 委員及び臨時委員

1 委員について

(1) 選任基準について

委員の選任に当たっては、国有林野の管理及び処分について広く各界の公正妥当な意見を聞くことができるよう特に慎重に行うものとし、おおむね次に掲げる事項を参考として任命するものとする。この場合における委員の構成については、学識経験者が過半数を占めるように配慮するものとする。

ア 関係行政機関の職員

(ア) 関係行政機関の職員については次のとおりとする。

- a 財務局長
- b 地方農政局長
- c 経済産業局長
- d 地方整備局長
- e 北海道開発局長（北海道森林管理局に限る。）

(イ) 森林管理局の管轄区域の一部を管轄する同種の行政機関が2以上ある場合には、財務局、経済産業局及び地方整備局にあつては最寄の財務局長、経済産業局長及び地方整備局長とし、地方農政局にあつては最寄の地方農政局長とするが、必要と認める場合にはその関係農政局長のうちから選任することができるものとする。

イ 地方公共団体の職員

地方公共団体の職員については、おおむね5人以内の範囲において次のとおりとする。

(ア) 森林管理局の所在地を行政区域とする都道府県の知事は、国有林野との関係が深い都道府県の知事等管内の都道府県知事の代表

(イ) 市長会会長、町村長会会長等管内の市町村長の代表

ウ 学識経験のある者

学識経験のある者については、次のとおりとする。

(ア) 管内の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構、都道府県森林組合連合会等の農林業団体の代表者等農林業関係者

(イ) 管内の大学教授等学界関係者

(ウ) 管内の代表的な新聞、放送等言論界関係者

(エ) 管内の株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、日本銀行の支店長等の金融界関係者、管内の商工会議所連合会、経営者団体の代表者等産業界関係者、国立及び公立の試験研究機関の関係者、その他の学識経験のある者

(2) 手当の額等について

ア 身分について

委員は国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項に規定する一般職に属する国家公務員である。

イ 手当の額の基準

委員の手当の額については、別に定める給与準則によるものとする。

2 臨時委員について

(1) 設置について

臨時委員は、案件の複雑さ、特殊性等を考慮し、特に必要と認める場合に限り、当該案件のみを調査審議するために、おおむね5人以内の範囲で置くことは支障ないが、その設置については、特に慎重を期するものとする。

なお、審議の案件が委員である財務局長又は農政局長それぞれの管轄区域以外の区域に係る事案である場合には、当該案件に係る区域を管理する財務局長又は農政局長それぞれを臨時委員として選任すること。

(2) 手当の額等について

臨時委員の手当の額等については、委員の手当の額等（第3の1の(2)）に準ずるものとする。

第4 諮問事項等

1 諮問事項について

諮問事項は次のとおりとする。

(1) 森林管理局に所属する国有林野の管理及び処分に関する方針

(2) 国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による国有林野の活用のうち農業構造の改善又は林業構造の改善に係るもので、活用しようとする国有林野の面積が10ヘクタール以上のもの

(3) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律246号）第6条の2第1項の公衆の保健の用に供するための計画案

(4) (3) 以外の用途に供する国有林野の管理及び処分であつて、次に掲げるものに関する事項

ア 売払いの場合にあつては、見込売払価格（法律の規定により減額するときは減額する前の

価格) が一般競争契約又は指名競争契約によろうとするときはおおむね1億円以上のもの、随意契約による場合はおおむね5,000万円以上のもの。ただし、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸し付けた国有林野を同一の用途に供するため当該借受人に売り払う場合を除く。

イ 交換の場合にあつては面積が1ヘクタール以上のもの。

ウ 新規貸付けの場合にあつては、見込貸付料(法律の規定により減額するときは減額前の貸付料)の年額(貸付期間が1年未満のときは、総額とする。)が、おおむね、200万円以上のもの。

(5) (1) から (4) までのほか、国有林野の管理又は処分があつて森林管理局長が必要と認める事項

2 諮問の時期

(1) 1の(2)に係る案件については、当該国有林野の状況、都道府県知事等の関係者の意見その他活用適地の選定に必要な事項が明らかになり、森林管理局長が適地選定についての態度を決定しようとするとき(農林水産大臣に例外の承認申請を必要とする場合は、その申請をしようとするとき)。

(2) 1の(3)に係る案件については、当該国有林野の状況、都道府県知事等の関係者の意見その他活用適地の選定に必要な事項が明らかになり、森林管理局長が適地選定についての態度を決定しようとするとき(農林水産大臣に例外の承認申請を必要とする場合は、その申請をしようとするとき)。

(3) 1の(4)及び(5)に係る案件については、管理又は処分を行おうとする国有林野の状況、相手方の利用計画その他必要な事項が明らかになり、森林管理局長が管理又は処分について態度を決定しようとするとき。

3 その他

(1) 1の(2)、(4)及び(5)に係る案件について、施設の設置認可等を受けていない場合に審議会に諮問するときは、施設の設置認可等を受けることを条件に国有林野を管理又は処分することを明らかにして付議するものとする。

なお、施設の設置認可等の結果の通知を受けたときは、遅滞なく、審議会に報告するものとする。

(2) (1)のほか、条件を付して審議会から答申を受けた場合に条件が履行等されたときは、遅滞なく、審議会に報告するものとする。

第5 運営要領

審議会の運営要領模範例を別紙2のとおり定めたので、おおむねこれを参考として、各森林管理局において速やかに審議会の運営要領を作成し、これに基づいて運営されたい。

なお、森林管理局において審議会の運営要領を作成したときは速やかに林野庁長官あてに、その写しを添えて報告されたい。

覚 書

改正後の国有財産法第14条の運用に関連して、国有財産審議会及び国有林野管理審議会の運営について下記のとおりとすることを了解する。

記

国有財産法第12条及び第14条の規定に基づき、国有林野管理審議会を経た国有林野の所管換、取得、貸付け（貸付け以外の方法により使用又は収益をさせるときを含む。）及び売払について、大蔵大臣（財務局長を含む。以下同じ。）が協議（内協議を含む。以下同じ。）を受けたときは、大蔵大臣は、その協議に応じられない場合以外には、国有財産審議会に諮問しないものとする。

昭和39年2月24日

大蔵省管財局長 印
林野庁長官 印

審議会運営要領模範例

- 1 会長は、学識経験者のうちから出席委員の過半数をもって選出する。
- 2 会長は、必要に応じ審議会を開催するものとする。
- 3 審議会の開催にあたっては、あらかじめ委員及び臨時委員に、意見をきく条件の内容（当該国有林野の所在、面積、現況、活用等の方法及び相手方、相手方の利用計画 その他必要な事項）を文書をもって通知するものとする。
- 4 審議会は、委員及び臨時委員の3分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 5 審議会の議決は、出席委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 学識経験者については、代理の出席を認めないものとする。
- 7 審議の案件につき、直接の利害関係を有する委員は、当該案件について議決権を有しないものとする。この場合における「直接の利害関係を有する者」とは、当該活用等の相手方、農業構造改善事業における計画樹立者たる市町村長等とする。
- 8 関係行政機関の職員及び地立公共団体の職員のほか、会長が特に必要と認めて承認しなければ、審議会に出席し又はこれを傍聴することができない。
- 9 会長は、審議会の審議の内容につき、外部に発表することを適当と認める場合には、必要に応じこれを発表するものとする。

10 森林管理局長は、審議会開催のつど審議の状況を記録しておくものとする。